

第1回 潮来市まち・ひと・しごと創生有識者会議

日 時 : 令和元年10月 3日 (木)  
10:00～

場 所 : 潮来市役所 3F 第1会議室

次 第

1 委嘱状交付

2 自己紹介

3 座長あいさつ

4 市長あいさつ

5 議 事

(1) 潮来市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証等について  
(資料1, 資料1-2)

(2) 第2期潮来市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について  
(資料2, 資料2-2, 資料2-3, 資料2-4)

(3) 人口ビジョンの現状について (資料3)

(4) アンケート調査票 (案) について (資料4, 資料4-2, 資料4-3)

6 その他

## 潮来市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成30年8月20日

告示第145号

### (設置)

第1条 この告示は、潮来市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び潮来市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、実施の推進にあたり、専門的知識を有する者から意見を聴取するため、潮来市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 有識者会議は、次の事項について意見を述べ必要な審議・検討を行うものとする。

- (1) 人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他、まち・ひと・しごと創生に関し、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員は地域の活性化等について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を各1名置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、有識者会議の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 有識者会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を有識者会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、秘書政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 潮来市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員名簿

	委員	団体名等	備考
1	塚本 光代	水郷潮来観光協会	
2	桂 京子	潮来市商工会	
3	新井 禎典	潮来工業団地連絡協議会	
4	大久保 誠	潮来市不動産取引促進協議会	
5	兼原 儀弥	潮来アグリネットワーク	
6	塚本 勝	潮来ジャランボプロジェクト実行委員会	副座長
7	飯山美都子	茨城県立潮来高等学校	
8	大澤 義明	国立大学法人 筑波大学	座長
9	和田 直子	NPO法人 わくわくネット65 (ろっこう)	
10	中島 浩	常陽銀行 潮来支店	
11	篠塚 和弘	連合茨城鹿行地域協議会	
12	山口 京子	ハローワーク常陸鹿嶋	
13	土屋 恵子	株式会社 ピュアメイト	
14	兵藤 匡俊	日本政策金融公庫 土浦支店	
15	梅本 通孝	国立大学法人 筑波大学	